

第 2 回 第 三 者 評 価 委 員 会 会 議 録

1 日時等について

開 催 日	令和5年8月1日(火)
場 所	教育委員会室
開 会 時 刻	午後2時00分
閉 会 時 刻	午後4時20分
出 席 者	
評 価 委 員 長	尾 木 和 英
評 価 委 員	佐 藤 晴 雄
評 価 委 員	田 口 武 司
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	浮 田 康 宏
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	石 坂 泰
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	大 八 木 努
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子
教育委員会事務局副参事 (学校改築計画担当)	山 崎 紀 之
関係団体等からの出席者	
小学校長会代表 (業平小学校長)	伊 藤 康 次
中学校長会代表 (吾孺第二中学校長)	駒 田 る み 子
小学校PTA協議会代表 (外手小学校PTA会長)	小 武 三 博
中学校PTA連合会代表 (吾孺第二中学校PTA会長)	泉 和 典

2 議題

- (1) 事業評価(すみだ教育指針「目標2～5」)について
- (2) 令和4年度施策・事業の総括審議について
- (3) その他

3 会議の概要

尾木委員長 ただいまから、令和5年度第2回第三者評価委員会を開会いたします。それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。それでは、議事(1)の2から5について、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 前回に引き続きまして、事業評価として、すみだ教育指針に掲げている施策・事業についてご審議・評価をしていただきます。それでは、資料4、教育委員会の施策・事業における内部点検・評価結果をご覧ください。本日は、15ページから42ページまでに記載している目標2から目標5までの施策・事業が対象となります。なお、確認のため、表の構成について改めてご説明いたします。左ページには令和4年度の事業の実施状況と成果を、右ページには課題と令和5年度以降の取組を記載しています。また、事業によっては、昨年度の本委員会において、評価委員の皆様から頂戴したご意見等を枠囲みで記載しておりますので、審議の参考にしていただければと思います。説明は以上でございます。

尾木委員長 ただいまのご説明に、何かご質問等はございますか。それでは、目標2の事業について、資料の順に所管課から説明をお願いします。

(次の事業について、主管課長が説明する。)

目標2 一人ひとりの子どもに応じた指導により、豊かな人間性と健やかな体を育てます

取組の方向1 豊かな人間性と体力向上への取組の推進

主要施策1 人権教育及び道徳教育の推進

1.4(事業1)人権教育の推進

1.5(事業2)道徳の教科化への対応

主要施策2 いじめ・不登校への対策強化

1.6(事業1)いじめの問題への対応

1.7(事業2)不登校問題への対応

1.8(事業3)SNS等の適切な使い方の啓発

主要施策3 体力向上への取組の推進

19(事業1)体力向上推進事業

主要施策4 食育の推進

20(事業1)食育推進事業

取組の方向2 個別の課題に応じた適切な指導の推進

主要施策1 特別支援教育の充実

21(事業1)特別支援教育推進事業

22(事業2)特別支援教室の整備

主要施策2 帰国・外国人児童・生徒への対応

23(事業1)帰国・外国人児童・生徒への対応

主要施策3 教育に関する相談・支援

24(事業1)教育相談推進事業

25(事業2)スクールサポートセンター

主要施策4 総合教育センターの整備

26(事業1)総合教育センターの整備(再掲)

尾木委員長 それではご質問はありますか。

佐藤委員 14番の人権教育の推進で、昨年度もLGBTなどが課題に挙がり、今回、性自認や性的指向についての研修を取り上げたことは意義があると思います。特に、性自認に関しては、何か違和感を覚えるとすると、それは小学校高学年から中学校ぐらいからだと思います。この時期に先生方がこの問題についてよく理解していることが、非常に重要になってきますので、重点的に研修等を進めていただければと思います。次に16番のいじめ問題についてです。いじめを分類するとき、加害者がいじめと認識して行っていて、被害者がそれを苦痛に感じている場合はいじめになりますが、加害者にはいじめている意識がある一方で、被害者は苦痛に感じていない場合もあると思います。その場合は数字に入っているのですか。

指導室長 苦痛を感じたときという定義があるので、当てはまらない可能性もあります。どう見ても相手に対しての言い方や振る舞いがおかしい場合には、学校できちんと対応をしていきます。加害者に聞き取りをして、いじめであると認知した場合には、件数に含まれてくる可能性があります。そういうケースについても研修会や連絡会等できちんと伝え、教員の意識を高めていきたいと思います。

佐藤委員 「いじられて」目立っているとプラスに感じる子もいるので、なかなか難しいで

すね。逆に、変なあだ名をつけられる場合のように、いじめている認識はなくとも、被害者が苦痛を感じる場合もあります。ですので、広く情報収集していただくと良いと思います。次に、18番に関連して、これは墨田区に限った話ではありませんが、よく「SNS学校ルール」と言ったりしますが、ルールとモラルは違い、ルールは守らなくてはいけないものですが、モラルは、必ずしも守らなくてよい場合もありますよね。ですので、ルールは守らなくてはいけないもの、モラルは守った方が良いものと、違いをはっきりさせておくのもよいと思います。教育現場の中では、一緒になってしまうこともあると思いますので、整理していただくとよいと思いました。

尾木委員長 SNSや情報モラルの教育に関して、学校で若干苦慮されている状況は、どの区でも共通していると考えています。墨田区では、どのように把握されていますか。また、課題として教員研修を充実させていく必要があると書かれていますが、教員研修の仕方も、どのようにしていくべきか苦慮されていると感じています。墨田区では、教員研修にどういった工夫をしているのか、ご説明いただければと思います。

指導室長 情報モラルに関する教員の苦慮するところとして、SNSの活用の仕方について、学校では様子が見えないところが一番大きいと思います。ですので、SNSで嫌な思いをしたときに子どもたちの方から教員に相談ができるような体制や雰囲気をつくっていく必要があると思います。教員の研修については、なかなか画期的な工夫はできていないのが現状です。学校での姿からだけではなかなか見つけづらく、家庭との連携も欠かせないため、家庭への情報発信をどのようにしていくべきか、研修等で教員に話をしています。学校としては、警察や携帯会社等と連携した、保護者が参観できる説明会のようなものを実施して周知したり、学校だより等で家庭や地域に発信していくことを進めています。教員の研修については、他区の状況等の情報を収集して、よりよいものにしていきたいと思っています。

尾木委員長 校長先生方にお伺いしたいのですが、SNSとか情報モラルを担当する先生は、事務分掌の中に位置づけられているのですか。

小学校長会代表 はい。

尾木委員長 何という名称ですか。

小学校長会代表 本校では、次世代教育リーダーという名前で、授業の中でICTを活用する側面と、情報モラル等の担当を一括して分掌しています。本校の場合は、特にSNSに関してはこの担当教員を中心とした複数名の組織体制としています。どの学校もICTリーダーという役職が設置されていますので、少なくとも学校に1名ないしは複数名いると認識し

ています。

尾木委員長 中学校も同じですか。

中学校長会代表 はい、ほぼ同じです。ただ、情報モラルの内容を授業で行うときには、パソコン室を使うことが多いので、技術科の教員が担当すると決めています。

尾木委員長 ありがとうございます。

田口委員 17番と20番と21番について、質問させていただきます。まず、17番の不登校問題への対応です。保護者の中には、自分の子どもが不登校になると、不登校になったのは学校の対応が悪いからで、学校は自分の子どもをもっと見てほしいという要望する傾向にあると聞いていますが、学校ではどのように対応されていますか。前回の第1回目の会議では、小学校へのスモールステップルーム（SSR）の設置は今後の課題とするといったお話でした。また、資料の記述では、巡回指導員を設置するということですが、巡回指導員だけでなく、専門的な職員も置いた方がよいと思いますが、その点についていかがでしょうか。次に、20番の食育推進事業に関して、昨年度に長期休業中の児童・生徒の食事について質問しましたが、家庭の問題との回答でした。確かに家庭の問題ではありますが、諸事情により食事ができていないことで体力低下等が心配される、とのマスコミ報道もありました。区として対応策を講じる考えはありませんか。また、長期休業中における食の問題について、学校、家庭、保護者、地域が連携した対策を取る必要があると思いますので、実態調査をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。続いて、21番の特別支援教育推進事業についてです。資料の配布物やポッチャなどの用品が通常学級の人数で配布され、特別支援学級の分が不足することがあるようです。在席するすべての子どもたちへ配付するよう改善をお願いしたいと思います。また、授業中に数人の児童が、教室を飛び出してしまう学級があるようです。特別支援学級への介助員の配置や経費は充分あるようですが、教室を飛び出すことなどに対応するような臨時職員の加配をご検討いただければと思います。また、知的に遅れのない発達障害児は、現状では通常学級にしか入れない状況だと思います。知的に遅れのない発達障害児に対する教室・学級の整備について、対応策をお聞かせいただきたいと思います。

指導室長 まず、学校側の対応に問題があり、自分の子どもをもっと見てほしいという件については、個別の対応についてはお答えすることが難しいところもありますが、保護者と一緒に考えながら、どういう手立てができるのか探っていくのが、基本的な対応の仕方になります。その中で、支援員を何時間か充てて様子を見て、個別に対応できる体制を整えるといった、個別の症状や思いに対応しながら進めているところです。次に、不登校に関する専門

職の配置については、小学校のSSRについてはこれから検討する段階ですが、現在、小学校では、専門職として都と区のカウンセラーが週に1回ずつ巡回しています。さらに、月に1回、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問するようになりましたので、その中で、配慮が必要と思われる子どもへの対応の相談ができるようになっていきます。また、管理職や養護教員などと連携しながら、そういう児童・生徒の情報共有や保護者対応についての助言が得られる環境を整え、活用していくよう進めているところです。次に、長期休業中の食事についてですが、子どもの成長にとっては大きな問題だと思っています。しかし、学校で長期休業中に食事を提供することは、様々な理由から難しいのが現状です。学校ができることとしては、食事だけに限らず家庭生活で困ったことがあったときには、教員に相談するよう日頃から子どもたちに伝え、長期休業前に相談機関の一覧を子どもたちに配るなどしています。4年生以上では、タブレット端末に入っているSTANDBYというアプリケーションに、相談ができる機能も整えています。学校や教育委員会としては様々な情報をキャッチして、適切な関係機関に相談したり、連携を取ったりしながら対応を進めていきたいと思っています。

次長 補足ですが、本区においても、学童クラブで食事を提供する検討が行われています。学校と家庭で分けて考えざるを得ない部分もありますが、区としてもそうした事態は重く見ており、区の子ども・子育て支援部と連携しています。また、子ども・子育て会議という会議体で様々な議論をして、ヤングケアラーも含めた調査を進めるなど、区全体の中の施策として検討しています。

学務室長 次に、21番の特別支援教育の配付物の件について、特別支援学級の児童・生徒の配付分が足りずに配付できないのは、学校運営上問題だと思っています。一般的な注意喚起を図る事案ではなく、個別に指導すべき事案だと思っていますので、後ほど詳細をお教えいただければと思います。ポッチャについては、パラリンピック東京大会の種目決定以来取り組んでおり、各校とも1セット以上は所有しています。通常学級や特別支援学級をはじめ、情緒障害等の特別支援教室や、PTAにおけるレクリエーションとしても取り組んだという実績も報告されています。現在の取組状況から、現状は各校が1セット保有していれば十分と考えています。1セット5万円近くするものですので、複数セット必要な場合は、各校で貸し借りして対応してもらう予定です。

指導室長 次に、授業中に児童が教室を飛び出してしまう件については、通常の学級では支援員を各校最低1名は配置できるように予算措置し、その支援員が個別に児童・生徒の対

応に当たっています。年々ニーズが増えていきますので、さらに環境を整えていきたいと思っています。

学務室長 次に、知的な遅れのない発達障害等の子どもへの学級整備については、自閉症及び情緒障害の子どもを対象として、固定学級の開設を検討しています。本日ご出席いただいている伊藤校長が、東京都の情緒困難児教育研究会会長を務められていますので、資料や助言をいただきながら準備を進めていきたいと考えています。

尾木委員長 校長先生から、そのことについて教えていただけますか。

小学校長会代表 墨田区で検討している自閉症・情緒障害特別支援学級は、各自治体で設置が進んでおり、都内でも設置されている地区もあります。自閉症・情緒障害特別支援学級については、教育課程は通常と同じですので、国語、算数などはほかの子どもと同じような授業内容です。その中で、特に発達に課題のある子どもについては、発達の障害を改善克服していくための自立活動という、教科の枠とは違う時間が、週当たり最大8時間保障されています。学級担任等が指導を工夫しながら、例えば、やや注意散漫な傾向があると、集中力を高めていくための特別な指導をすることが認められています。また、都の認可制度のもと、8人で1学級という知的障害の学級と同じ定数で設置が進められています。現在、東京都これらに関する仕事をしていますので、これから検討していく墨田区に、様々な情報を提供できると思います。

尾木委員長 そのほかにいかがでしょうか。

小学校PTA協議会会長 16番のいじめ問題の対応について、一保護者として体験したいじめ問題の対応に関して、墨田区は非常に真摯に取り組まれていると、感謝しています。これは単に、成果指標についてのみの発言と捉えてほしいのですが、小・中学校のいじめ認知件数に対し、解消した割合を形にしていますが、このような指標の設計にすると、解消した割合を大きくしていこうというモチベーションが働いてしまい、あまりよくないと思っています。本来的には、例えば、幸福感を持ちながら学校生活を送れている児童がどれだけいるとか、「不安感なく学校に通えていますか」とか、もしくは「身の周りにいじめ問題はありますか」という質問に対して、「あります」と答えた人が少ないとか、そういった指標の方が、誤ったモチベーションを与えてしまうことにならないのではと思います。もちろん幸せ度合いのようなものは、いじめ問題に限定されない指標になってしまうので、なかなか目標にはしづらいますが、とにかく現行の指標では、嘘をついて解消したことになってしまうケースも可能性としてあり得るため、あまりよくないのではないかと思います。過去数年分の結

果を見ていると、解消した割合は増加しており、それは良い傾向なのだろうと思いますが、どちらかという、いじめは隠さない方が大事だと思います。児童が1万人いるとすると、そのうちの何%かはいじめとして認知するはずで、それに対してどれだけ手を打ち、結果として子どもたちの幸福度は極端に落ち込んでいないといった管理の仕方の方が望ましいのではないかと思いました。

指導室長 成果の指標については、いろいろと考えていきたいと思います。

小学校PTA協議会会長 墨田区いじめ防止対策推進条例の条文も読みましたが、特に規定されていないので、教育委員会で独自で設定をされているものですね。

指導室長 はい、そうです。

小学校PTA協議会会長 他区の教育委員会でも、解消の割合を目標値にしているのでしょうか。

指導室長 様々な調査報告の中で、いじめの認知件数がどのぐらいで、そのうち解消したのがどのぐらいという報告は上げています。どこの自治体も、そういう共通した報告の仕方をしているので、その数字を活用しているというところですよ。私も十分には把握し切れていませんが、他の自治体でも同じような対応をしているのではないかと思います。

尾木委員長 ほかにご意見はありますか。校長先生方からいかがでしょうか。

中学校長会代表 ヤングケアラーの問題が出てきたかと思いますが、ヤングケアラーだと教員が判断しても、それを肯定したくない子どももいますし、声を上げてよいのかどうかも分からない、頑張らなくてはいけないと認識してしまう子どももいます。中学校での取組の1つとして、子どもの権利条約を使った学習をして、これは声を上げてよいことだと示しています。また、いじめられている側がいじめだと感じていない場合であっても教員から指導はしていますが、根拠を示しながら指導するといった取組をはじめしていますので、参考にお伝えします。

尾木委員長 ありがとうございます。それでは次に、「目標3」の事業について、説明をお願いします。

(次の事業について、主管課長が説明する。)

目標3 学校(園)・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちを育てます

取組の方向1 地域と連携・協働した取組の推進

主要施策1 地域の人材を活用した教育の推進

27(事業1) すみだスクールサポートティーチャー活用事業(学力向上支援サポーター、一貫教育推進員、学生ボランティア)

28(事業2) 学校支援ネットワーク事業

29(事業3) 放課後子ども教室

30(事業4) リーダー育成事業

主要施策2 安全(防災)教育の推進

31(事業1) 防災教育の推進

取組の方向2 他機関との連携による学習指導・学習支援の推進

主要施策1 民間等と連携した教育活動の充実

32(事業1) すみだチャレンジ教室

主要施策2 図書館と連携した教育活動の充実

33(事業1) 学校図書館の充実

34(事業2) 学校と図書館の連携強化

取組の方向3 家庭の教育力向上への取組の推進

主要施策1 家庭を支援するための取組の推進

35(事業1) 家庭と地域の教育力充実事業

主要施策2 学校と家庭が連携した教育活動の充実

36(事業1) 小学校すたーとブック・中学校入学準備冊子の発行

37(事業2) PTA活動支援事業

尾木委員長 ただいまの説明について、ご質問やご意見はございますか。

佐藤委員 27番は、大学生の活用が課題になっているということですね。本区では、スクールサポートティーチャー活動事業で大学生が活動するときに、謝金や旅費はどうしていますか。

すみだ教育研究所長 有償ボランティアですので、報償費として支払っています。

佐藤委員 大体いくらぐらいですか。

すみだ教育研究所長 1時間1,300円です。

佐藤委員 分かりました。よくはないけれど、悪くもない金額ですね。学生だと、無償の場合は交通費がかかるから控えてしまう人も多いですが、そこは大丈夫ですね。活用についても、更なる工夫をお願いします。次に、29番の放課後子ども教室未実施の5校のうち、1校開設ということですが、これは、何か工夫をされた結果ですか。

地域教育支援課長 地元の方たちから、子どもたちのために何かできることはないかと積極的に声を上げていただき、放課後子ども教室のご説明をして、その結果新たに開設することができました。

佐藤委員 周りの学校を見て、うちはまだ未実施だからと気にしたのかもしれませんが。続いて、35番の(1)の家庭教育学級補助金に関して、申請数が少ないですね。

地域教育支援課長 (1)は比較的良いペースで進んでおります。予算枠は11団体分ぐらいで、現在5団体の申請が来ています。

佐藤委員 分かりました。続いて36番の小学校すたーとブックについてです。昔、小学校のナビゲーションで、学校の敷地内の図面から各校独自の決まり事まで全部盛り込んだ、学校ごとの冊子を作ったことがあります。しかし、実際にそれを各学校でつくるのは難しいので、すたーとブックや入学プレブックの中に、各校独自の情報を差し込めるような工夫があると、我が子の行く学校は具体的にどんなところが分かり、よいと思いました。実現は難しいかもしれませんが、そんなことも選択肢としてあってもよいと思い、申し上げました。

尾木委員長 私からも、スクールサポートティーチャーに関連したことで、1つだけ発言をさせてください。現在、学校の授業のすべての科目を1人の先生が教える授業形式では、もう学習が成り立たない場合が多く起こってきています。それをどうするか、様々な指導が開発されていますが、スクールサポートティーチャーや学校支援ネットワーク等、学校外の方々の力を借りて授業を進めていけるかが、大きな課題です。国の機関でも、プロジェクトを組んで研究していて、おそらく近いうちに発表されると思います。コミュニティ・スクールとの関連もありますが、地域との交流をはじめ、多角的に考えていく必要があります。特に28番の学校支援ネットワーク事業では、企業もいろいろと支援して学校教育を充実させようとしていますが、墨田区は23区の中でも一番力を入れて、成果を上げているのではないかと思います。もう一度申し上げますが、スクールサポートティーチャーをどう充実し活用していくのか、学校支援ネットワーク事業をどう充実させていくか、ぜひ教育委員会で研究を進めて、学校を支援していただければと思います。では、ほかにいかがでしょうか。

田口委員 放課後子ども教室について、小学校でいきいきスクールをやられています。そのいきいきスクールの関係者から、中学生の居場所づくりの一環として、中学生版のいきいきスクールはできないかという意見が出ています。もし何か考えがあればお聞かせいただきたいと思います。次に、31番で防災教育について説明がありましたが、区内の中学生で、上級救急救命士の資格を取得しているのは大体何人ぐらいでしょうか。次に、学校と図書館の

連携強化について、直接学校図書館とは関係ないかもしれませんが、ひきふね図書館に行きますと、以前より明るくなった感じがしますし、本を探しやすくなりました。ひきふね図書館のすぐそばに住んでいるので、よく利用していますが、荒川区や、江東区、台東区の図書館と比べると、新刊図書の蔵書が大分違う感じがします。墨田区の予算の関係なのか、お聞かせください。また、資料の中では、図書について学校関係者から意見を伺うと書かれていますが、区民からの要望等はどのように取り入れられているのか、教えてください。次に、PTA活動支援事業について、「墨田区学童災害共済制度」の申し込みは各学校でPTAが一括して行なっていると思いますが、PTA未加入者の割合が多くなれば、徴収に支障が生じると思います。そのような場合、学校が教材費と同様に徴収すると学校業務の増加となり、これも難しいと思われます。現状は、各学校が一括申込みを行っているため個々の申込手続きは不要ですが、希望する学校については区外に通学する小・中学生と同様に、保護者から区へ直接申し込みする方式に変更することはできませんか。困難な場合は、区と保護者の保険料を折半するのではなく100円全額を区の負担とするか、希望者のみの自主加入へ変更を検討されてはいかがでしょうか。

地域教育支援課長 まず、中学生版のいきいきスクールができないかについてですが、放課後子ども教室の小学校全校での実施に向けての課題も多く、現時点ではまずは小学校からと思っていますが、中学校でも部活動との兼ね合いも念頭に置きながら、考えていきたいと思っています。

ひきふね図書館長 次に、図書館の新刊図書については、各区によって人口や税収も違うので、予算の関係も多少あるかと思います。墨田区は、ひきふね図書館だけではなく、ほかの区立図書館3館、コミュニティセンターの図書室を含む計7館で運用しています。そして、返却館方式というものを採用しており、本が返されたら、返却された図書館に所蔵するようになっています。また、新刊図書は月に60冊から70冊を新たに購入していますが、それを7館に振り分けて所蔵し、皆様にご利用いただいています。区民からの希望はリクエストとして承り、購入について検討しています。同時に、予約が多く入っている本については、追加購入しています。

学務室長 次に、学校災害共済については、現在墨田区で約1万5,500人の子どもが加入していますが、年間およそ30件から40件ぐらいの申請があります。保護者負担分の徴収方法は、長い間PTA会費と一緒に集めてもらう方法でしたが、PTAの非加入者の増加により、苦慮しているところです。現在35校中34校が、PTA一括加入を基本としているので、PTA

に入っていない方については、学務課まで個別に納付してもらっています。残りの1校については、PTA経由で集めるという協力が得られませんでしたので、加入したい場合は学務課へ個別納付するという形です。全員の個別納付や、教材費等の学校徴収金として徴収する代替手段も考えられますが、教員や保護者の負担増を考えると課題は多いです。保護者負担を廃止して全額区費負担とするのも1つの方法ではありますが、墨田区には子ども医療制度もありますし、申請数と給付数は一貫して減少傾向にあることや、特別区で現在実施しているのは墨田区のみであること等を踏まえ、事業の存在意義も含めて、検討していきたいと考えています。

指導室長 次に、上級救急救命講習の取得人数については、把握できていません。しかし、文花中学校のジュニアレスキュー隊の部員が、令和元年度に普通救急救命講習を受けた後に、24名全員が上級を受講し取得しているという報告は受けています。

尾木委員長 ほかにいかがでしょうか。

小学校PTA協議会会長 墨田区学童災害共済については、小学校PTA協議会でも大分盛り上がったテーマです。つい先日も学務課の方から説明を受けましたので、その情報を他の会長たちに提供して、皆さんで判断してくださいという方向に持っていこうと考えています。正直に申し上げて、もうやめてしまおうという流れになってきています。今後、PTA非会員が2、3割いるような学校が増えても、それでよいのではないかとってはいますが、PTAは学校と個人情報のやり取りをすることはいけないことになっていますから、PTA非会員は誰がいるかPTA側は把握できないので、事務手続上問題が生じてきます。一方で、皆さんが個別に学務課に支払いに行くかということ、現実的にはそれも難しいですし、子どもの医療費は無料になっていますから、やはり存在意義は薄れてきていると感じています。引き続きコミュニケーションを取りながら、検討していきたいと思えます。

中学校PTA連合会会長 中学校でも、制度そのものを止めようという流れになっています。こういう制度を利用して詐欺まがいのことが起こっていたと報じられていたこともありますし、別に見舞金も要らないのではないのでしょうか。

尾木委員長 私からも申し上げたいのですが、例として、27ページの33に、調べる学習コンクールの参加者4,932人、前年度は4,733人と記載があり、増えたことが一目で分かります。点検評価において、前年度との比較に意味があるものについては、できるだけ数量を示していただければと思います。例えば、学校図書館の貸出数がありますが、小学校45.2冊の横に括弧して、前年度が何個とあると、増減が一目で分かりますね。では続きまして、目標4か

ら説明をお願いします。

(次の事業について、主管課長が説明する。)

目標4 より良い教育活動を推進していくための環境づくりに取り組みます

取組の方向1 学校経営の強化

主要施策1 校務改善の推進

38(事業1)校務改善

主要施策2「地域とともにある学校」の運営

39(事業1)学校運営連絡協議会運営事業

主要施策3 学校経営の充実

40(事業1)学校(園)における第三者評価の実施

取組の方向2 学校施設等環境の充実

主要施策1 安全・安心な学校施設の整備

41(事業1)学校施設維持管理事業

主要施策2 環境に配慮した学校施設の整備

42(事業1)学校施設への環境配慮型設備等の導入

主要施策3 学校ICT化における学習環境の充実

43(事業1)学校ICT化推進事業

尾木委員長 何かご発言はありますか。

佐藤委員 39番の学校運営連絡協議会に関してですが、これはコミュニティ・スクールに移行しようという計画ですよね。一般的にコミュニティ・スクール導入まで2年間の場合が多いですが、本区の場合はそれより長くなっています。例えば、「令和6年度から導入」とか、何かゴールが明確な方が、検討しやすいと思います。ゴールを示さないで検討していくと、来年も検討、再来年も検討となる恐れがあります。そして、地域学校協働事業との関係を考えて、指導室から担当課を変えることも必要かもしれませんので、更に検討いただければよろしいと思います。

尾木委員長 関連して、私は対照的な2つのコミュニティ・スクールに運営委員として関わってきました。効果的に運営すれば、学校にとって本当に力になる組織になり得ます。片方の学校は、校長先生が何か困ったことがあると、すぐにコミュニティ・スクールの運営本部の委員に相談をして、運営委員が中心になり、地域を挙げてサポートしています。ところがもう一方の学校は、むしろ学校の先生方、特に校長先生、副校長先生にとって非常に大きな

負担になっています。委員の選出を当て職で形式的にやっては駄目です。形式的にやると、校長先生方にとっては、あまり役に立たない上に負担になる事態が起きてしまいます。委員の選び方、組織のつくり方、運営方法、この3つが柱だと思います。ちなみに、杉並区ではとても効果を上げている学校があちこちにあるので、情報を集めてみるよいでしょう。区として中心になるのは地域教育支援課ですか。

地域教育支援課長 地域教育支援課も関係しています。

尾木委員長 自治体によって違いますが、中心になるところが情報を集めて、工夫されるとよいと思います。

次長 コミュニティ・スクールについては、検討委員会を今年度立ち上げ、どのように進めるか議論しています。所管は指導室ですが、地域学校協働本部については地域教育支援課で担い、そのメンバーもあわせて、進めています。今お話があったように、場合によっては校長・副校長の負担が大きくなってしまわないかという意見は、先日の検討委員会でもありました。今後進める上では、委員の選び方、組織の作り方、運営方法についてきちんとしないといけません。モデル校も決まりましたので、今年度中には少し方向性が見えると思っています。

尾木委員長 ほかにありますか。

田口委員 まず、副校長補佐を配置することにより業務が軽減され、教員間との連携や、児童・生徒への指導に余裕も生まれているようですが、副校長補佐は全校に配置されているのでしょうか。また、小学校の状況はどうなっているのでしょうか。そして、配置に関する申請や報告書類の提出資料作成による負担、出退勤管理等の業務負担が増加していないか、お教えてください。次に、出退勤の管理システムで、カードのかざし方によってはダブルで登録されてしまことがあるようで、再処理は副校長が行っているようです。システムを拝見しましたが、改善が必要と感じました。また、部活動等での時間外勤務や休日手当について、適正に処理されているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。次に、文科省のホームページの令和5年7月28日報道発表「学校教員統計調査令和4年度中間報告」によると、令和3年度内の小学校教職員で定年以外の離職者7,016人の内訳は、病気が757人で、精神疾患が571人です。中学校は3,625人中、病気が411人で精神疾患277人です。過去最多の数字とのことでしたが、墨田区の実態はどうでしょうか。別の資料では、精神疾患での休職者は5,897人で、令和2年度より694人増加し、過去最多となっています。副校長だけではなく教職員全体の業務改善も必要ではないでしょうか。スクールロイヤーの改善も必要だと思いま

すが、墨田区の状況はどうなっていますか。次に、学校運営連絡協議会について、学校運営連絡協議会委員から、学校評価の記載方法が難しいとの意見がありますが、学校独自の評価表作成は可能なのでしょうか。次に、コミュニティ・スクールについては、お二人の評価委員の先生がかなり詳しいとお聞きしましたので、とても頼もしいと思っています。三鷹市のコミュニティ・スクールの資料をいただいたのですが、大変すごいと思うと同時に、確かに人選が非常に難しいと感じました。墨田区の国型コミュニティ・スクール移行についての進捗状況をお教えいただければと思います。次に、学校施設について伺います。校庭周囲のポールよけネットが低く住宅や道路に落下したりすることがあるようです。また、校舎の塀が古くひび割れし、一部が損壊して倒壊の危険性が感じられるところもあります。他の自治体では、塀が倒れ児童が下敷きになり、亡くなった例もありました。さらに、校庭に亀裂が見られる学校もあります。学校施設の定期点検は主として教職員だけで行われているようですが、教職員だけでなく、然るべき技術者が点検を行う必要があると思います。学校施設の実態について、どの程度把握されていますか。また、改修・改善計画についてもお聞かせください。

指導室長 まず、校務改善の副校長補佐の状況ですが、東京都の補助のもとで取り組んでいるもので、全校配置はできておりません。配置状況は、小学校で11校、中学校で7校です。東京都からの次年度の意向調査を受けて、年度末に学校から申請があり、その申請を東京都へ提出し、承認されて配置ができるかという仕組みになっています。副校長補佐の配置は大変効果があり助かっているという声を聞いているので、引き続き多くの学校に配置できるよう、働きかけていきたいと思っています。配置に当たっては、申請書の提出や毎月の報告等を行わなければならないため、どうしても作成の手間は生じます。しかし、副校長補佐が配置されることで、ほかの職員の事務を担ってもらえることを考えると、非常に効果があると思います。東京都の制度でもあるため、どこまで改善ができるかは分からない部分もありますが、なるべく工夫していきたいと考えています。教職員の離職、休職については、本区でも大きな問題の1つになっています。令和4年度では、普通退職は15名、うち精神疾患等が理由の1つとなっているのは3名でした。休職については、病気休職は14名おり、そのうち精神疾患等が理由の1つとなっているのは10名でした。原因や理由は様々ですが、子どもの指導等で悩みがある際には、1人で抱え込むことなく、東京都の相談窓口やカウンセラーを活用するよう周知して、教員の心のケアに引き続き取り組んでいきたいと思っています。その中で、法的な相談が必要な場合には、本区では、法務課に相談をするシステムを活用しな

がら対応をしていきたいと思っています。

庶務課長 次に、出勤簿カードのかざし方によってダブって表示されてしまう誤動作についてですが、不具合がある場合は、システムのバージョンアップ等、改善していきます。今回の誤動作が、そういったシステム改修で直るのかどうか、状況等をもう少し詳しく確認したいと思います。次に、出退勤システムに部活動等の休日出勤の手当が連動しているのかということですが、今のところは連動していません。休日手当等の支給は、別途実績を申請して支給されることになっています。前回ご指摘いただいた23区でのアプリの違い等も踏まえ、検討していきたいと思っています。また、指導室から病気休職の実態の報告がありましたが、教員の働き方改革の取組も必要だと考えていますので、今年度の計画見直しも含め、改善できるようにしたいと思っています。

指導室長 次に、学校運営連絡協議会の評価についてですが、今年度に様式を変更し、少しでも評価をしやすいように改善をしています。様式については、基本的には全校同じもので提出を求めています。評価をしていただくに当たり、学校の取組を説明する方法は、学校独自で工夫していますので、評価しやすいように、丁寧な説明をしていくよう改めて学校へ周知していきたいと思っています。コミュニティ・スクールの移行については、10月からモデル校での検討を進めていく予定です。

副参事 次に、学校施設維持管理事業についてお答えします。ボールよけネットについては、通常の使用に対しては十分な高さを維持しており、ボールの飛び出しによる事故の報告はありませんが、今後も周辺への影響が出ないように注意喚起するなど、運用面で留意していきます。なお、押上小の校庭の一部でネットの無い箇所があるため、今年度冬に工事する予定です。次に、塀についてですが、学校敷地と民地との境界に設置している塀については、ひび割れ等の劣化が進んでいるものもあると認識しています。危険性のある場合には立ち入り禁止にするなどの対策を講じるとともに、隣接する民地の建物の更新時などの機会をとらえて、更新を進めています。他自治体での事故の情報には、学校施設に限らず常にアンテナを張るようにしており、報道等で事故情報を感知した場合にはすぐに対応しています。次に、校庭の亀裂についてですが、校庭については、アクリル塗装からゴムチップ舗装への改修を順次進めているところです。また、ひび割れ等で児童・生徒の転倒の危険性がある場合には、応急的な補修工事も行っています。次に、学校施設の点検については、建築基準法の法定点検のほか、教職員による日常点検、庶務課施設係の職員と教職員による年1回の合同点検を行っており、専門知識が必要なものについては、設備ごとの専門事業者による点検も委託して

行っています。改修については、個別の設備の改修は、年度ごとに点検の中で劣化状況を把握し、優先順位をつけて予算化した上で、順次改修を行っています。学校施設全体については、令和2年度に学校施設長寿命化計画を定め、予防改修及び長寿命化改修を進めていくこととしています。

尾木委員長 それでは、目標5について、説明をお願いします。

(次の事業について、主管課長が説明する。)

目標5 文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できる環境を整えます

取組の方向1 オリンピック・パラリンピック教育の推進

主要施策1 オリンピック・パラリンピックに関連する教育の計画的な展開

4 4 (事業1) オリンピック・パラリンピックに向けた取組

取組の方向2 郷土の歴史・文化の理解及び普及・啓発活動の充実

主要施策1 郷土文化に関する教育の充実

4 5 (事業1) すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館等を活用した教育

4 6 (事業2) 図書館による郷土の歴史・文化についての情報発信

主要施策2 文化財の調査・保存

4 7 (事業1) 文化財の調査・普及

尾木委員長 ただいまの説明について、何かご発言はありますか。

佐藤委員 45番と47番に関係すると思いますが、コロナ禍で、博物館の活用に関して大分変化が起きており、直接来館できないから映像に収録して公開する際に、普段来館者が入れないところまで映したり、拡大して見られるといったように、プラスの変化が生じています。そういうビジュアル面での教材も、ぜひ充実していただけるとよいと思います。これは文化財の展示にも言えるのではないかと思います。次に、46番の図書館の展示について、これだけの展示を行っていることは、非常に高く評価できると思います。引き続き充実を図っていただければと思います。

尾木委員長 それでは、続きまして議事(2)令和4年度施策・事業の総括審議について、事務局から説明をお願いします。

庶務課長 本委員会では、令和4年度の施策・事業を対象とした点検・評価を目的に、2回にわたりご審議いただいております。今回は最終回となりますので、前回ご審議いただいた施策・事業も含めまして、確認事項や質問事項、あるいは全体を通してのご意見、ご質問等があれば、よろしく願います。

尾木委員長 何かございませんか。それでは、2のその他について、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 例年、評価委員の皆様には、文書による評価もお願いしております。作成していただく様式を、評価委員の皆様の机上に配付させていただいています。ご執筆いただく内容については、総評、令和4年度の施策体系に基づく内部評価に対するご意見、重点審議対象事業に対するご意見、以上3項目についてまとめていただきたいと思います。まず、文字数の目安ですが、総評については300文字程度、令和4年度の施策体系に基づく内部評価については800文字程度、重点審議対象事業については500文字程度でお願いできればと思います。次に、提出期日ですが、お忙しい中大変恐縮ですが、8月15日火曜日までをお願いできればと思います。なお、この様式の電子データにつきましても、後ほどメールにてお送りいたします。委員の皆様からの文書による評価等を頂戴した後、報告書として取りまとめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

尾木委員長 以上で予定されていた議事は全て終了しました。ほかに何か事務局からありますか。

庶務課長 評価委員の皆様、またオブザーバーとして参加していただきました校長会、PTA代表の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございました。本委員会の閉会后、加藤教育長からご挨拶させていただきますので、閉会后はもうしばらくそのままでお待ちください。

尾木委員長 校長先生方とPTA代表のお二人も、お忙しい中貴重なご発言いただきまして、本当にありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回第三者評価委員会を閉会いたします。